

2. 運輸省關係（運輸省海運總務局調）

運輸省關係の橋梁とは同省直轄「臨港道路に架けられた橋梁」で、この被害額は各地方に照會して得た「被害數量」に「終戦時平均單價」を乗じて求めた。

被害數量	四〇平米
被害額	六〇千圓
平均單價	一五千圓

以上橋梁の被害額の合計は左の如くである。

内務省關係	五五、〇三七千圓
運輸省關係	六〇千圓
合計	五五、〇九七千圓

會計課長	八八	〇〇四
備外國人	一七七	〇〇八
小計	三、〇四七	一五・六〇
神戸移住教養所	1	〇〇三
東京支那文化研究所	1	二・二六
京都	1	二・五三
小計	1	五・〇一
合計	1	二・二千圓

(三) 大藏省(大藏省大臣官房會計課調)

廣島財務局	一・二一千圓
大阪	二・八二〇
仙臺	〇・二四〇
本省	四・四九〇
合計	九千圓

(四) 司法省(司法省大臣官房會計課調)

高知刑務所	數量(本)	被害額(千円)
神戸拘留所	一六	〇〇三
大阪刑務所	八	〇〇八
合計	一	〇〇七

(五) 商工省(商工省調査統計局統計第二課調)

豐多摩	四四六	一三・三二
廣島少年審判所	七九	二・一三
合計	五五〇	一六千圓
仙臺商工局	二・五七千圓	
福岡	〇・一六千圓	
合計	三	千圓

(六) 最高裁判所(最高裁判所事務局會計課調)

廣島高等裁判所	一七二(本)	二・一五(千圓)
長崎	三〇八	一・四二
富山	三六三	二・九三
鹿兒島地方裁判所	一三八	一・三二
和歌山	四三	〇・五〇
廣島	二〇七	二・四四
合計	一、三三一	一、一千円

以上の合計額は左の如くである。

國有林	官有被害額(千円)	私有被害額(千円)	合計(千円)
民有林	五六	五、八二八	五、八二八

計	最高裁判所	商工省	司法省	大藏省	外務省	總理府	木
四二七	一一三	一六九	二二一	三〇一			
五、八二八							
六、二四五	一一三	一六九	二二一	三〇一			七二

六、工業用機械器具

「一般工場で使用するもの」及「その他で使用するもの」の二種に區別し前者については主として損害保険中央會、後者については關係各官廳が調査に當つた。

1. 一般—私有（損害保険中央會調）
 民間一般工場使用の機械器具の被害額は損害保険中央會算出による價額を直接計上した。これは戰爭保險金を支拂つた物件につきその損害額（終戦時現在）を各損害保險會社に照會して得た數字の集計額であるがこの基礎となつた戰爭保險の見積保險價額の基準は左の如くである。

- (一) 帳簿その他の書類により取得價格の判明せるものは軍需省より指示せられた計算方法による。
- (二) 取得價額不明のものは公定價額又は協定價額による。但し此の場合に於ては直接費（荷造費、運賃、設備費、組立費、試運転費等）として公定價額又は協定價額の二〇割をこれに加算することを認める。
- (三) 公定價額又は協定價額無きものは日華事變直前の市價を精査しこれに二・五倍を乗じたる額の範圍内に於て適當にこれを定める。但し直接費として右により決定した額の二割五分をこれに加算することを認める。

この基準により工業物件についてはその九割以上が價額一杯まで戰爭保險に付せられて居り、特に大工業については戦時中各主務省より所管工業事業場に對し付保勸奨を行つて居た爲、洩れなく保付されたものと見做し上記集計額をそのまま直接被害總額として計上した。

業	態	別	被	害	額	(千円)
金	屬	工	業		七六〇、六七四	

機械工業	一、七三六、〇八四
化學工業	六一七、一三五
窯業土石採取業	七〇、七七八
織維工業	三五六、一三五
印刷製本業	九三、八二三
食糧品工業	一五三、五〇三
製材及木製品工業	一〇七、七〇〇
土木建築業	九四、七三五
其他	四七二、〇五七
合計	四、四六二、六二四

2. その他

(一) 大蔵省關係(雜種財産。—舊軍關係—大蔵省國有財産局第一管理課調)

各地方に機械種類別の被害額を照會しこれにより得た額を集計して被害總額を求めた。尙機械器具の評價は裏帳燒失の爲取得年次取得價格等不明であるが、官有建物評價に準じて夫々推定の上終戦時の評價を決定した。この内譯は左の如くである。

東京	區分	
	金額(千円)	臺數(臺)
八二、二七〇	五七九	産業機械
六、〇二八	六二二	機械製作
八、一七一	八七〇	機械電氣
七、七八五	八〇	機械試驗
二、六五五	二二	機械木工
七九〇	四〇	機械土木
六九八	五一	荷役運搬機械
一、三三三	六六一	其他
九六、七七四	二、九二四	合計

高松	廣島		名古屋		仙臺		札幌		大阪	
	金額(千円)	臺數(臺)	金額(千円)	臺數(臺)	金額(千円)	臺數(臺)	金額(千円)	臺數(臺)	金額(千円)	臺數(臺)
二	四、七七二	七八五	一四、〇三七	一、三八七	四三	四	一八三	五四	九三	五
九三	六、六八八	一、一六六	二八、〇七一	三、四七八	—	—	四四六	五一	—	—
—	三三三	一六〇	四、二四三	二、二六三	一三	—	四九	二〇	—	—
—	一四九	六四	六五二	二七三	—	—	二〇	二二	—	—
—	一〇七	三九	二二二	一〇〇	三三三	二二	—	—	—	—
—	—	—	一三、二六二	四	—	—	八	三	—	—
—	一、七五五	一八六	二、六二五	四二二	二〇	二	—	—	—	—
—	五七五	一四二	二、六六一	二、四一九	五九	四	一、〇七四	—	—	—
九五	一四、三五八	二、五四二	一〇、〇〇七	一〇、三三五	四四七	—	一、〇九四	一四一	—	—

(2) 私鐵關係 (運輸省陸運監理局調)

各地方別に被害數量並びに昭和二〇年一〇月末現在適正價額につき照會調査を行ひこれを集計して總額を求めた。但し被害額は經濟安定本部總裁官房調査課に於て物價指數により終戦時價額に換算した。

區分	數量 (臺)	被害額 (千圓)
大破又は全燒	一、〇八〇	—
中破又は半燒	四七	—
合計	一、一二七	(昭二〇、一〇) 五、一五九 (昭二〇、八) 五、〇五九

以上の合計は左の如くである。

區分	官有被害額 (千円)	公有被害額 (千円)	私有被害額 (千円)	合計額 (千円)
一般	—	—	—	—
河川工専用	—	—	—	—
國鐵	一、〇三二	—	—	一、〇三二
私鐵	—	—	—	—
大藏省 (雜種)	—	—	—	—
合計	二四一、一一三	八八七	四、四六二、六二四、四六二、六二四	八八七、四、四六七、六八三、四、七〇九、六八三

七、鐵道及軌道

ここに鐵道及軌道とは線路鐵道専用橋梁隧道及保安信號設備を云ふ。従つて車輛、資材、建物及保安電氣設備等は含まれてゐない。調査は主として運輸省が當りこの他逓信省内務省がその所管のものについて調査した。

1. 運輸省關係 (運輸省大臣官房企畫課經)

(一) 國鐵關係 (運輸省鐵道總局調)

線路については國有財産彙帳價格により單位當りの價格を算出し物價指數により終戦時單價を求めこれに被害數量を乗じ算定した。信號については彙帳價格に物價指數を乗じ終戦時被害額を求めた。

區分	數量	被害額 (千円)	單價 (円)	被害率 (%)
線路	—	六七、四六二	—	—
橋梁	一、五五〇軒	六五、一〇〇	四二、〇〇〇	—
隧道	八三ヶ所	二、三二四	二八、〇〇〇	—
信號	二	三八	一九、〇〇〇	—
信號線路	—	—	—	—
自動信號機	四、二〇〇軒	二〇、五九五	—	—
自動信號機	六〇〇基	七、一四〇	—	—
聯動裝置	五七ヶ所	三、四八〇	—	—
合計	—	九、九七五	—	—
合計	—	八八、〇五七	—	—

(二) 私鐵關係 (運輸省陸運監理局調)